

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
11月17日（水）	危機管理政策課	088-621-2713	永戸・土井

危機管理連絡会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理連絡会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和3年11月17日（水）13:15～13:30
- 2 場 所：万代庁舎4階 405会議室
- 3 出席者：危機管理環境部危機事象統括監，危機管理環境部次長，
畜産振興課家畜防疫対策担当室長，鳥獣対策・ふるさと創造課，
安全衛生課長，各部局主管課副課長など
計20名
- 4 協議概要
「兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認」について
 - 畜産振興課から説明。
 - ・本日、兵庫県姫路市において、「高病原性鳥インフルエンザ」の疑似患畜が確認された。
（○所在地：兵庫県姫路市 ○飼養状況：採卵鶏：約15.5万羽）
 - ・本日午前に、養鶏農家など、県内養鶏関係者に対し、情報提供及び衛生対策の徹底等について注意喚起を行った。
 - ・すでに11月11日に「鳥インフルエンザとくしまアラート」をステージⅢに引き上げており、引き続き防疫体制の強化を図っていく。
 - 鳥獣対策・ふるさと創造課から説明
 - ・現在の環境省の野鳥監視対応レベルは「3」である。
 - ・死亡野鳥を見つけた際の連絡基準や連絡先について、県のホームページでお知らせすると共に、県民局、市町村、猟友会等、広く周知を行っている。
 - ・引き続き野鳥サーベイランスの徹底に努める。
 - 安全衛生課から説明。
 - ・兵庫県（発生農場）から県内食鳥処理場への搬入はない。
 - ・食鳥処理場には、食肉衛生検査所から、搬入農家の確認の徹底、鳥インフルエンザ対策の徹底、異常鶏が確認された場合の通報の徹底を指導している。
 - ・食鳥検査センターにおいても、直近1週間で、県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていない。
 - ・また、出荷状況報告書及び生鳥検査等の確認徹底、異常鶏について簡易検査の徹底を指示したところ。
 - ・動物園や動物取扱事業者等に対しても、動物愛護管理センターを中心に指導を行う。
 - ・さらには、食鳥肉・卵の安全性についての啓発をホームページで行っている。
 - 危機管理部副部長から、次のとおり各部局に指示。
 - ・農林水産部においては、県内での発生を防止するため、養鶏場における「消毒」や「野生小動物侵入防止対策」など、「飼養衛生管理」を徹底すること。
 - ・県民の皆様への不安の払拭とともに、死亡野鳥を発見した際の、連絡手順等について、県民の皆様への周知すること。
 - ・危機管理環境部は、食鳥肉などの安全性を確保するため食鳥検査の徹底を図るとともに、県民・消費者に対して風評被害の防止の周知を徹底すること。
 - ・さらに、本県養鶏農家において、鳥インフルエンザが発生するなど、状況に変化があった場合、防疫措置等のため、全庁的に職員を動員し、対応することとなることから、各部局におかれては、関係者との情報共有を徹底するため、緊急連絡体制の再確認を行っていただくとともに、動員体制の再確認をお願いする。

以上